別記様式（第14条関係）
［様式略］
［※１～３　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○法務省令第九号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十二日

法務大臣　平口　洋

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	
東京都の区の存する地域	五、四四六円
町田市　横浜市　川崎市　大阪市	五、三二一円
国立市　八王子市　豊田市　千葉市　名古屋市	五、二九〇円
さいたま市　小田原市　堺市　神戸市	五、二五九円
泉佐野市	五、一六六円
	五、一三五円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	五、一〇三円
仙台市　静岡市　岡崎市	五、〇四一円
豊橋市	五、〇一〇円
ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	四、九七九円
札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	四、九一七円
新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市	四、八八五円
上記以外の市町村	四、八二三円
2　［略］	

改正前	
（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	
東京都の区の存する地域	五、二八六円
町田市　横浜市　川崎市　大阪市	五、一六六円
国立市　八王子市　豊田市　千葉市　名古屋市	五、一三六円
さいたま市　小田原市　堺市　神戸市	五、一〇六円
泉佐野市	四、九八六円
	四、九五六円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	四、八九六円
仙台市　静岡市　岡崎市	四、八六六円
豊橋市	四、八三六円
ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	四、七七六円
札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	四、七四六円
新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市	四、七一六円
上記以外の市町村	四、六八七円
2　［同上］	

別記様式（第12条関係）
［様式同左］
［※１～３　同左］